

板野西部消防組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成29年12月

板野西部消防組合

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 計画期間	1
3 対象範囲	1
4 対象となる温室効果ガス	1
第 2 章 温室効果ガス排出量の目標	2
1 温室効果ガス排出量の現状	2
2 削減目標	2
第 3 章 取組内容	3
1 職員共通の取組	3
2 庁舎・施設管理等の取組	4
3 事務局の取組	4
第 4 章 計画の進行管理	5
1 推進体制	5
2 進行管理の仕組み	6
3 実績の公表	6

第1章 計画の基本的事項

1 目的

板野西部消防組合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「板野西部消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画期間

平成29年度から平成33年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成28年度とします。

3 対象範囲

対象範囲は、板野西部消防組合が行う全ての事務及び事業とします。

（対象範囲）

庁舎・施設名	住所
板野西部消防組合消防本部及び板野西部消防署	徳島県板野郡板野町羅漢字前田 35

4 対象とする温室効果ガス

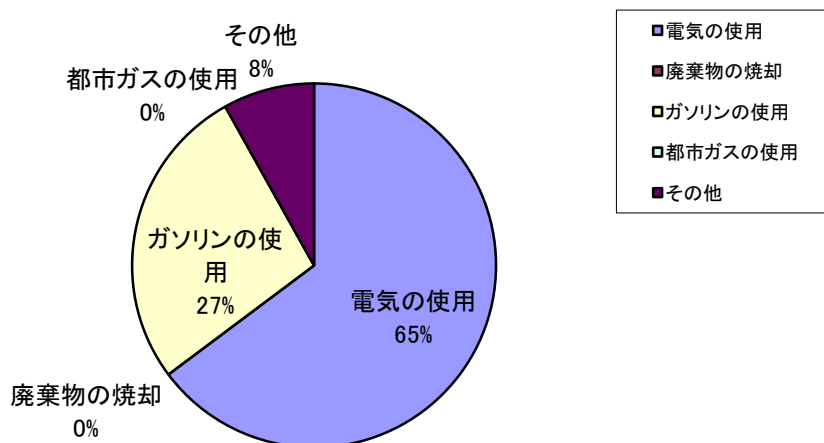
地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1 温室効果ガス排出量の現状

本計画で基準年度とする平成28年度の温室効果ガス総排出量は69,585 kgであり、要因別では、以下のグラフのとおりとなっています。

要因別の排出状況



2 削減目標

計画期間の最終年度である平成33年度の温室効果ガス総排出量を基準年度（平成28年度）比で6%以上削減することを目指します。

項目	基準年度 (平成28年度)	目標年度 (平成33年度)	目標削減量	削減率
温室効果ガス 総排出量	69,585 kg	65,410 kg	4,175 kg _{23t}	6%

第3章 取組内容

1 職員共通の取組

本計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

○空調

- ・ 設定温度の適正化に努めます。
- ・ エアコン使用時はブラインド、カーテンの利用により効率低下を防ぎます。
- ・ エアコンの消し忘れに注意し、不必要なエアコンの使用を控えます。
- ・ 機器の点検、フィルタ等の清掃に努めます。

○給排水・給湯器

- ・ 節水に努め、水道の蛇口を確実に閉めます。
- ・ 給湯設備は設定温度の抑制、使用時間の短縮に努めます。
- ・ ガスコンロ等の使用は節約を心掛けた使用に努めます。

○照明

- ・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯の徹底を図ります。
- ・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯の徹底を図ります。
- ・ 器具の更新や新設の際は、省エネルギー型の導入を検討します。

○事務機器、電気製品

- ・ 業務終了後や休日等で使用の必要がないものは主電源オフの徹底を図ります。
- ・ 省電力モード機能のあるものは設定を徹底します。
- ・ スイッチ付延長コードを使用し待機電力の無駄をなくします。
- ・ 更新や新規購入の際は、省エネタイプを購入します。

○公用車

- ・ エコドライブに努めます。
- ・ タイヤの空気圧チェックやエンジンオイル交換等、車両の適正な維持に努めます。
- ・ 出張時はバスや電車等の公共交通機関の利用に努めます。
- ・ 更新時は低公害車の導入を図ります。

【省資源の推進】

○用紙類

- ・両面コピー、裏面利用を徹底します。
- ・ unnecessary コピーを避け、資料の共有化を図ります。
- ・資料は要点を抑えて簡素化を図ります。
- ・コピー機、プリンタの設定等をよく確認し、ミスコピー、ミスプリントを減らすように注意します。

2 庁舎・施設管理等での取組

【庁舎等の保守・管理及び運用改善に関する取組】

庁舎や施設の保守・管理について、設備機器の日常的な点検及び清掃を実施します。

また、庁舎や施設の設備機器は運用していく中で、運転方法や使用方法が当初設計時に想定したものと異なる場合があることから、現状を確認の上、運転方法や使用方法について適宜、見直しを行い運用改善を図ります。

【庁舎等の設備・機器の新規導入、更新に関する取組】

庁舎や施設の設備機器（「熱源」、「空調」、「受変電」、「照明」、「建物」等）の新設導入、更新の際は、費用対効果を考慮したうえで、省エネタイプの導入を検討します。

費用対効果については、初期投資コストのほか、設備機器の導入により長期的にエネルギー使用量・コスト削減効果が大きいと判断される場合において、積極的に導入し省エネ化を図ります。

【再生可能エネルギーに関する取組】

再生可能エネルギーの導入について、今後の情勢により必要に応じて検討していきます。

3 事務局の取組

本計画では、温室効果ガス削減を推進するため、地球温暖化対策等推進事務局（以下「事務局」といいます。）を置きます。

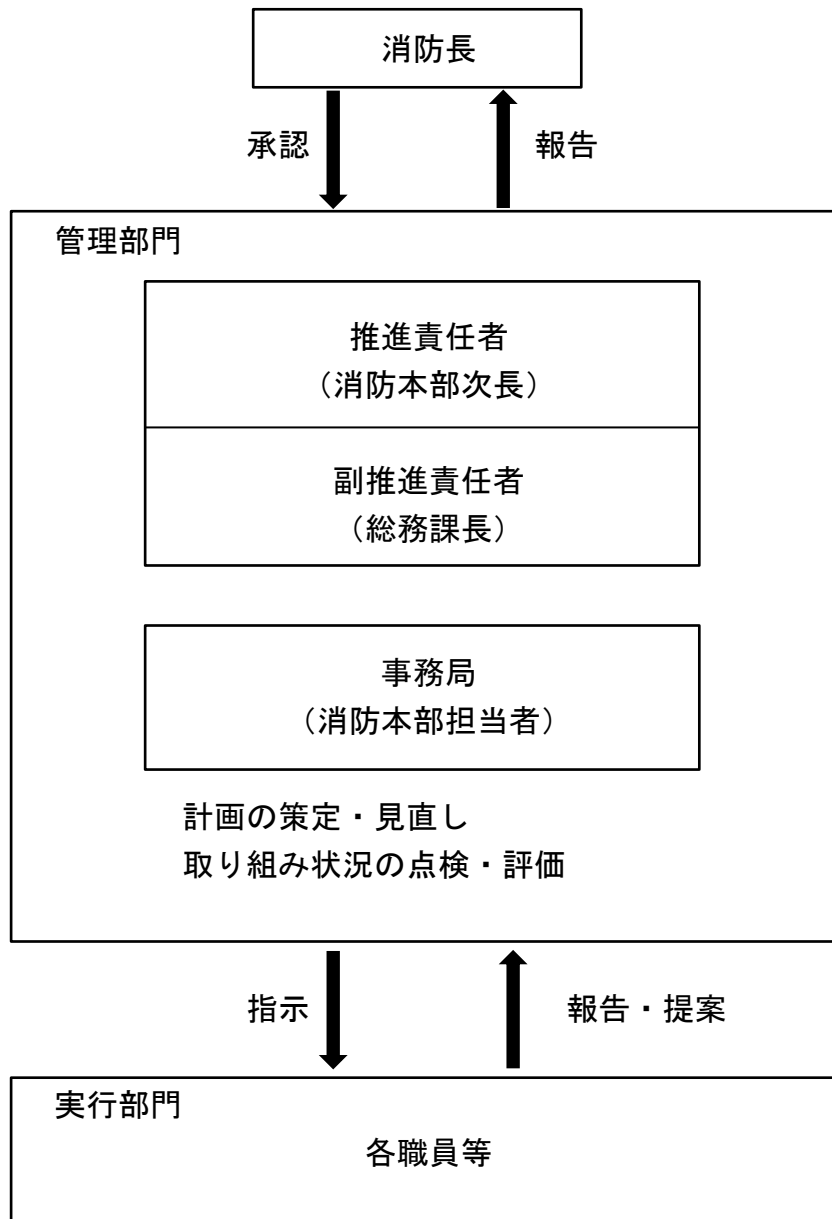
また、事務局は説明会や研修会の実施、ポスターの掲示等の取組を検討し、職員等へ継続的な意識啓発活動の推進を図ります。

第4章 計画の推進管理

1 推進体制

本計画は次の体制で実施します。

推進体制図



2 推進管理

進行管理は PDCA サイクルを基本として、その進捗を管理します。

①計画 (Plan)

第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について、周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組を励行する。

②実行 (Do)

計画に基づき温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努める。

③点検・評価 (Check)

定期的に実行計画の進捗状況を把握し、年1回の点検評価を行う。

④見直し (Action)

毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 実績の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、ホームページで公表します。